

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月20日

津市監査委員 大 西 直 彦
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 佐 藤 有 毅

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における令和元年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成30年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査の期間

監査の期間は、令和元年12月6日から令和2年2月3日までである。

第3 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。